

## 「くらし安全サポート店制度」事業実施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例(平成16年神奈川県条例第65号)に基づき、県と民間事業者が連携して安全で安心して暮らせるまちづくりに必要な情報を県民に提供及び普及啓発する「くらし安全サポート店制度」について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 安全・安心まちづくり情報

県民が、犯罪や交通事故にあうことなく安心して暮らすために必要又は有益な情報をいう。

(2) くらし安全サポート店

県内に立地する店舗又は複数の店舗により構成される商業施設のうち、県民への安全・安心まちづくり情報の提供を適時適切に行う店舗等として知事が認定したものをいう。

(3) 防犯資機材等

県民が、犯罪又は交通事故から自らを守るために有効な資機材並びに防犯又は交通安全を行う際により効果的な活動を可能にする資機材をいう。

(4) 暴力団関係者

神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第9条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう。

### (くらし安全サポート店の認定)

**第3条** くらし安全サポート店の認定を受けようとする者は、くらし安全サポート店認定申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請書類等に基づき、申請に係る店舗等が、計画的かつ継続的に、安全・安心まちづくり等の推進に必要な情報の提供及び普及啓発に取り組むことが見込まれるなど、くらし安全サポート店にふさわしいと認められたときは、申請に係る店舗等をくらし安全サポート店として認定するものとする。

3 知事は、前項の認定を行ったときは、速やかに申請者に対しくらし安全サポート店認定書(第2号様式)及び認定ステッカーを交付するものとする。

4 知事は、第2項の認定を行うため、申請者が暴力団関係者に該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認を行うために個人情報(神奈川県警察本部長に提供することについて、事前に当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供することについて、事前に当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

5 第2項の認定の期間は、認定の日から1年間とする。

6 前項の期間は、満了する日の2週間前までに、くらし安全サポート店の認定を受けた者(以下「サポート店運営者」という。)から更新をしない旨の申し出がない限り、さらに1年間延長されるものとする。

7 知事は、認定したくらし安全サポート店の名称、所在地等の情報(以下

「登録情報」という。)をデータベースに取りまとめ、適正に管理するものとする。

- 8 知事は、登録情報の一部を県のホームページに掲載するなど、くらし安全サポート店の周知に努めるものとする。

#### (くらし安全サポート店の活動)

**第4条** サポート店運営者は、その設置又は運営するくらし安全サポート店において、年間を通して、安全・安心まちづくり情報を次の各号のいずれかを含む方法により県民に提供するものとする。

- (1) 安全・安心まちづくり情報を掲載したポスターの掲示
  - (2) 安全・安心まちづくり情報を掲載したチラシ、リーフレット等の配布
  - (3) 防犯資機材等の展示
  - (4) 安全・安心まちづくり情報を含んだ店内放送の実施
- 2 知事は、サポート店運営者に、前項各号の提供の実施に必要なポスター、チラシ、リーフレット等(当該ポスター等の原稿のデータを含む。)のほか、店内放送に使用できる安全・安心まちづくり情報を提供するものとする。
  - 3 サポート店運営者は、認定を受けたくらし安全サポート店が、安全・安心まちづくりの推進に必要な情報の発信基地として機能を発揮できるよう、従業員への防犯知識の普及に努めるものとする。
  - 4 サポート店運営者は、来店した県民への効果的な普及啓発のため、第1項各号の方法のほか、自ら創意工夫を行い、効果的な普及啓発の実施に努めるものとする。
  - 5 サポート店運営者は、認定期間中、自らが開設するホームページを県の安全・安心まちづくり等に関するウェブサイトリンクさせることができる。
  - 6 サポート店運営者は、知事が提供するデザイン原稿を使用して、のぼり旗やバッジその他の広報用品を作成することができる。
  - 7 知事は、くらし安全サポート店制度の充実を図るため、サポート店運営者と連携して、効果的な普及啓発の方法を検討するものとする。

#### (認定の取消し等)

**第5条** 知事は、認定したくらし安全サポート店又はサポート店運営者が、その営業活動等において公序良俗に反する行為を行うなど、くらし安全サポート店としてふさわしくないと認められたときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 サポート店運営者は、くらし安全サポート店の認定を辞退することができる。
- 3 前項の辞退を行うサポート店運営者は、くらし安全サポート店認定辞退申出書(第3号様式)を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、第1項の認定の取消しを行い、又は前項の認定辞退の申出を受けたときは、直ちに県のホームページから当該くらし安全サポート店を削除するなどの措置をとるものとする。
- 5 認定の取消しを受け、又は認定辞退の申出を行ったサポート店運営者は、直ちに第4条の活動を停止するとともに、認定書の返納その他の必要な措置を行わなければならない。

**(実施結果の報告等)**

**第6条** サポート店運営者は、毎年5月末までに、前年度の1年間(前年の4月1日からその年の3月31日まで)に実施した普及啓発の結果を、普及啓発実施結果報告書(第4号様式)により知事に報告するものとする。

**2** 知事は、くらし安全サポート店制度の充実を図るため、くらし安全サポート店における普及啓発活動についての調査照会への協力をサポート店運営者に求めることができる。

**(届出事項)**

**第7条** サポート店運営者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかにくらし安全サポート店変更届出書(第5号様式)により知事に届け出なければならない。

**(その他)**

**第8条** この要領に定めのない事項については、別に知事が定める。

附 則

この要領は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)  
 代表者氏名  
 店舗等所在地

くらし安全サポート店認定申請書

くらし安全サポート店として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請店舗等

ふりがな 店舗等名称	
店舗等所在地	
業種	
ホームページアドレス	
電話番号	
ふりがな 代表者氏名	
代表者住所	
生年月日	年 月 日
ふりがな 担当者(部署名)	
担当者電話番号/ファックス番号	/
メールアドレス	

※ 記載内容に基づき、データベースに登録されます。

店舗等名称、店舗等所在地、ホームページアドレス、電話番号を県ホームページで公開します。

2 事業計画

	取り組む普及啓発の内容
	ポスター掲示
	チラシ、リーフレット等の配布
	防犯資機材等の展示 具体的品名等 ( )
	店内放送 頻度 ( ) 回/日
	独自に行う予定の取り組み ( )

※ 取り組む項目の左枠内に○を記載してください。

この計画に基づき、店舗等ごとに普及啓発の実施内容を県ホームページに掲載します。

申請者が暴力団員等でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、異議ありません。

年 月 日

様

神奈川県知事

## くらし安全サポート店認定書

神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例  
(平成16年神奈川県条例第65条)に基づき、くらし安全  
サポート店として認定します。

認定番号	
認定日	年 月 日
店舗等名称	
店舗等所在地	
代表者氏名	

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申出者)  
代表者氏名  
店舗等所在地

くらし安全サポート店認定辞退申出書

年 月 日付で認定を受けたくらし安全サポート店の認定を辞退したいので申し出ます。

1 辞退する店舗等

認定番号	
認定日	
店舗等名称	
店舗等所在地	
代表者氏名	

2 辞退の理由

年 月 日

神奈川県知事 殿

認定番号  
店舗等名称  
店舗等所在地  
代表者氏名

普及啓発実施結果報告書

次のとおり普及啓発を実施した結果を報告します。

1 実施期間

年 月 日 から 年 月 日

2 実施結果

実施内容	実施結果
ポスター掲示	
チラシ、リーフレット等の配布	
防犯資機材等の展示	
店内放送	
独自の取り組み	

神奈川県知事 殿

認定番号  
 店舗等名称  
 店舗等所在地  
 代表者氏名

くらし安全サポート店変更届出書

次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

1 認定店舗等

	変更後
ふりがな 店舗等名称	
店舗等所在地	
業 種	
ホームページアドレス	
電 話 番 号	
ふりがな 代表者氏名	
代表者住所	
生 年 月 日	年 月 日
ふりがな 担当者(部署名)	
担当者電話番号/ファックス番号	/
メールアドレス	

※ 変更した事項のみ記載してください。記載内容に基づき、データベース等を修正します。

店舗等名称、店舗等所在地、ホームページアドレス、電話番号を県ホームページで公開します。

2 事業計画

	取り組む普及啓発実施内容
	ポスター掲示
	チラシ、リーフレット等の配布
	防犯資機材等の展示 具体的品名等 ( )
	店内放送 頻度 ( ) 回/日
	独自に行う取り組み ( )

※ 左枠内に、新たに取り組む項目は○、取り組みをやめた項目には×を記載してください。

この計画に基づき、店舗等ごとに普及啓発の実施内容を県ホームページに掲載します。

暴力団員等でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、異議ありません。